



島根県報

平成28年3月25日（金）

号外第40号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（政策企画監室） 2
- 島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課） 4

公布された条例等のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（規則第14号）

1 規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報と定めることとした。（第2条・別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の政令で定める日から施行することとした。

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務及び知事以外の執行機関が都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けることができる事務を追加することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行の日から施行することとした。

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号等の利用に係る事務等）

第2条 条例別表第1の規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事務とする。

2 条例別表第2の規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第2の規則で定める特定個人情報は、別表第2の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に定める特定個人情報とする。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	事 務
-----	-----

1 条例別表第1の1の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項、次項、4の項及び6の項において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金（同法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) (1)の申請を行う者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。次項、4の項及び6の項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務	私立の高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）による授業料の減免の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務
4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) (1)の申請を行う者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務	国立若しくは公立の高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程若しくは通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

別表第2（第2条関係）

区 分	事 務	特定個人情報
1 条例別表第2の1の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項、次項、4の項及び6の項において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給情報」という。） (2) 当該届出を行う者に係る就学支援金支給情報

	(2) (1)の申請を行う者又はその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。次項、4の項及び6の項において同じ。）の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	
2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該生徒又は学生に係る就学支援金支給情報
3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務	島根県立高等学校等条例による授業料の減免の出願に係る事実についての審査に関する事務	当該出願を行う者に係る就学支援金支給情報
4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) (1)の申請を行う者又はその保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該申請を行う者に係る就学支援金支給情報 (2) 当該届出を行う者に係る就学支援金支給情報
5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給情報
6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該生徒又は学生に係る就学支援金支給情報
7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給情報
8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る同項に規定する経費の支弁に関する情報

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1の23の項区分の欄中「23の項」を「25の項」に改め、同項を同表25の項とし、同表22の項区分の欄中「22の項」を「24の項」に改め、同項を同表24の項とし、同表21の項区分の欄中「21の項」を「23の項」に改め、同項を同表23

の項とし、同表20の項区分の欄中「20の項」を「22の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表19の項区分の欄中「19の項」を「21の項」に改め、同項を同表21の項とし、同表18の項区分の欄中「18の項」を「20の項」に改め、同項を同表20の項とし、同表17の項区分の欄中「17の項」を「19の項」に改め、同項を同表19の項とし、同表16の項区分の欄中「16の項」を「18の項」に改め、同項を同表18の項とし、同表15の項区分の欄中「15の項」を「17の項」に改め、同項を同表17の項とし、同表14の項区分の欄中「14の項」を「16の項」に改め、同項を同表16の項とし、同表13の項区分の欄中「13の項」を「15の項」に改め、同項を同表15の項とし、同表12の項区分の欄中「12の項」を「14の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表11の項区分の欄中「11の項」を「13の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表10の項区分の欄中「10の項」を「12の項」に改め、同項を同表12の項とし、同表9の項区分の欄中「9の項」を「11の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表8の項区分の欄中「8の項」を「10の項」に改め、同項を同表10の項とし、同表7の項区分の欄中「7の項」を「9の項」に改め、同項を同表9の項とし、同表6の項区分の欄中「6の項」を「8の項」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項区分の欄中「5の項」を「7の項」に改め、同項を同表7の項とし、同表4の項区分の欄中「4の項」を「6の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表3の項区分の欄中「3の項」を「5の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表2の項区分の欄中「2の項」を「4の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金（同法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) (1)の申請を行う者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。次項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	私立の高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第2中5の項を11の項とし、4の項を10の項とし、3の項を9の項とし、同表2の項区分の欄中「1の項第2号」を「1の項第8号」に改め、同項を同表8の項とし、同表1の項区分の欄中「1の項第1号」を「1の項第7号」に改め、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

1 条例別表第2の1の項第1号の規則で定める事務	島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）による授業料の減免の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答
2 条例別表第2の1の項第2号の規則で定める事務	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項及び4の項において同じ。）を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) (1)の申請を行う者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。4の項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
3 条例別表第2の1の項第3号	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支

号の規則で定める事務	援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
4 条例別表第2の1の項第4号の規則で定める事務	国立若しくは公立の高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
5 条例別表第2の1の項第5号の規則で定める事務	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程若しくは通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
6 条例別表第2の1の項第6号の規則で定める事務	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答

附 則

この規則は、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第15号）第2条の規定の施行の日から施行する。